山梨新報「直言」原稿

平成十六年一〇月二九日

「ヒトの性としてのごみ問題」

前山梨大学理事・副学長　伊藤　洋

北北西に八ヶ岳の全山を眺め、正面には甲斐駒ケ岳に鳳凰三山を望む、まさに山岳写真集のグラビアのような絶景の地、明野村浅尾地区に山梨県は産業廃棄物最終処分場を作ろうと計画した。１９９４年９月のことだったから、早いものであれからもう１０年の歳月が過ぎていった。この計画は、その前年１９９３年の９月に山梨県が制定した「公共関与による産業廃棄物処分場の整備方針」に基づいて、その第一号として定めたものだが、この間、天野・山本と二人の知事がこの問題にコミットしながら未だに出口が見えない。

このように病が膏肓に達してしまったのは、第一ボタンの掛け違いがあったからに違いない。こういう時、人はどうするのだろうか？最善の方法は、間違ったボタンまで戻って、正しいボタン穴に留め替えるのである。

一般に、「産業廃棄物問題」は、企業活動を通じて「地域の経済基盤」の問題である。ここでは、時として自然のサイクルに任せていては循環し得ない厄介物が産出されることがある。こういうことは人間以外の動物ではありえないという意味で、これはヒトのサガである。だからこそ、間違いい地点まで戻る勇気を私たちは持たなければならない。

明野村「廃棄物最終処分場」問題については、２００４年３月２７日付、明野村廃棄物最終処分場問題検討委員会が明野村長に提出した「答申」、及びこれに基づいて、明野村長が同年３月３１日付で山梨県知事に提出した「提言書」に詳しいので、ここではその一々を論ずることはしない。この二つの文書には、正鵠を射た意見が表明されており、大筋で異とするに当たらない。

そこでは、管理型処分場がもたらす周辺環境破壊・汚染の必然性を指摘した上で、なお持続可能な社会を目指す廃棄物行政への転換のために、①廃棄物抑制策の現実化、②県民参加の行政システムの構築、③「燃やして埋める」ゴミ行政の変革、

④違法行為の絶滅と、良貨が悪貨を駆逐するため業界への働きかけ、などを提言している。また、これらを現実化するために、長野県が検討している「信州廃棄物の発生抑制と良好な環境の確保に関する条例」に匹敵する「環境保全条例」を本県でも制定するよう求めている。

ただし、立場上当然のことながら、この二つの「提言」では、山梨県域内で発生する「産業」廃棄物の処理をいかに進めるべきかという現実的なソリューションについては何も言及していない。が、そもそもこの問題の出発にあった課題は、産業廃棄物の「自県内処理」の原則であったのだが、本県は「明野村問題」に逢着しているため、この課題への解答を結果とし て怠ったまま今日に至っている。その結果、他府県依存のゴミ行政を心ならずも続けたのである。それゆえ、「自県内処理」へのソリューション提出は喫緊の義務である。

ところで、全国には４７都道府県と約３、００４の市町村に、この種の最終処分場が１、０００箇所を超えてある。平均すれば３自治体に１箇所の勘定だ。山梨県内では２０箇所ばかりの伝えるところによると、産業系ということになる。必要とこの割合を使って、ＧＤＰ比率を上回り出すと、これを１％として、１０箇所でよいこと になる。そういえば、この１９９３年に定めた上述の「公共関与による産業廃棄物処分場の整備方針」では、県内５圏域（峡北・峡中・東山梨・西八代・南巨摩・郡内）に各１箇所ずつ設置するとして企図していたものである。その後の、経済活動の低迷、あるいは産業構造の変化、加えて資源再利用技術の発達なども考慮すれば、１９９３年時点の方針は、現在に適合的な判断であったということができる。

明野村住民を除く県民の殆どは、産業廃棄物問題を他人事と捉えている。明野村を除く自治体の首長は問題を明野村に限局することで、今まで安心立命してきたとの音でありうる。これは決して正しい態度とは言えない。大至急、１９９３年時点に立ち返り、かつ上記「環境保全条例」の精神に沿って、再度５圏域で自律的に「自圏域内処理」計画を立てるべきだ。これこそが、地方分権の実というものであろう。

耕作放棄され、葛に覆われて原始林に返ろうとしている現地に立って思ったもの。ゴミを自家薬籠中のものとしてヒトは万物の霊長になれるのだ、と。その意味で、今はまだ猿以下だ。